

第三回人と環境にやさしい農業・農村振興検討会 議事要旨

I 開催概要

開催日時 令和7年11月27日（木）14:30～15:30
開催場所 県庁2号館5階 庁議室

II 出席者

1 委員

辻村 英之 京都大学大学院農学研究科 教授
岩浅 有記 大正大学地域構想研究所 准教授・兵庫県政策コーディネーター
中嶋 敏博 豊岡オーガニックワークス 代表
新井 正枝 イオンアグリ創造株式会社 生産本部西日本事業 事業担当
新岡 史朗 一般社団法人兵庫県食品産業協会 専務理事
真狩 和成（委員代理） 全国農業協同組合連合会兵庫県本部 部長
田路 永子 一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 地産地消アドバイザー

2 県

知事、農林水産部長ほか関係課長、関係部局関係課長等

III 議事次第

1 開会あいさつ

2 協議事項

条例の条文案について（資料1）

※県当局から資料説明した後、協議。協議での委員発言については別紙1参照（次ページから）

3 閉会

【委員長】

条文案について、説明いただいたように前回、私たちの方から出した意見を実直に取り込んでいただくような形で案が作成されており、あまり意見修正の意見は出ないのでないかと思う。今回最後の会議になりますので、質問や修正の意見がなくても順番に一言ずつ感想やコメントでも構わないのでお願ひする。

まず私の方から、1点だけ、しかも無理であればそのままで構わないと、基本理念の3項、多面にわたる機能の詳しい説明が2~3行に渡って記載されているのが、ちょっと読みにくいと思う。この説明を可能であれば定義の方に持つべき、その後は「多面的機能」という表現にすれば、読みやすくなるなと思う。無理であれば、このままで構わないと。

【委員】

前回いろいろ申し上げた点、丁寧に整理をいただきて、条文案にしっかりと反映いただいたことに感謝申し上げたい。1点気づいた点として、入れるとしたら最後の方になると思うが、条例自体の見直し規定を入れるのかどうかが気になった。今回は理念条例の側面が強いと思うが、規定を置かないで改正せず、そのままという条例もあると思う。理念条例においても、何年を超えない期間ごとに、見直しの結果、必要と認めるときは条例の改正、その他の適切な措置を講じるといった文言を入れても良いのかなとも思った。事務局のこれまでの検討の状況もあると思うので質問という形で伺いたい。

【県】

質問いただいた見直し規定については、今まで考えていなかったが、法務部署等との調整も踏まえながら必要に応じて取り入れていきたい。

【委員】

前回も、いろいろと協議があり、その意見部分が今回、丁寧に条文案に織り込まれている。実際の立案や実行という部分について、イメージが沸きそうに思う。これがまた兵庫県らしくて、良い形にまとまっているという感想。とても良い条例になっていると思う。

【委員】

今回の説明を聞いていて、4ページのところになるが、慣行農業とのバランスというところの表現、それぞれの皆さんのが農業に取り組まれている中で、連続性があるという点で、内容についてよく整理がされたというイメージがある。前回、他の委員の方から意見があった点がうまく取り入れられたと思う。ただ、今後、県民の皆様にどう手にとつてもらうかというところが、少し尻っぽみの感じがしたので、その部分の深掘りというか、本当にどうしていくかというところはもう少し、私たちも話し合うべきだったのかなと、今振り返りをさせていただいた。最後に、11ページのところで、これは前回も思ったが、本当にどう施策に具体的に落とし込んで、実現させていくかというところが、条例だけに終わらないところになると思うので、私たちも一緒に取り組ませていただきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

【委員】

幅広い考え方を上手く整理をいただいたかなと感じている。特にやさしい農業を、有機農業、環境創造型農業、そして環境負荷低減農業という形で位置づけて、それを実施している農村をやさしい農村という形で、綺麗に整理ができたのかなと思う。

さらに技術開発や人材育成、農村支援のためのRMO、農福連携、いろんな考え方を取り入れていただき、整理が大変だったと思うがご尽力に感謝を申し上げたい。

他の委員もおっしゃったが、一番最後の説明にあった、今後の展開。やはり今後の展開をどうしていくか、前回、各委員からいろんな施策のアイディアも出てきたので、もし可能であるならば、条例制定でこの条例に基づいて、新たなシンボリック的な施策が講じられたらPR効果も大きいと思うので、そのあたりの検討をぜひお願いしたい。また、2月議会に上程して、条例制定の暁に、その後の検討のスケジュール感をどんな形で考えておられるのか、教えていただければと思う。

【県】

人と環境にやさしい農業推進計画や農林水産ビジョンは令和8年3月に制定を予定している。どうやって、条例の内容を実現していくかという点を指摘いただいたところだが、新たにできるビジョン、それから、人と環境にやさしい農業推進計画ももちろん、今回制定する条例と内容は合致したものを作り、施策もそれに基づいて作っていく。令和5年度からの検討会で検討いただいた提言等も施策にしっかりと盛り込んでいきたい。

県民に手にとってもらえることが大事とのご意見について、P11に戦略策定を記載している。この条例が2月議会上程で承認されれば、令和8年度には、人と環境にやさしい農業というものを推進する施策、それは、県民にしっかりと浸透させていく戦略策定でもあると思っているので、早々に、取り組んでいきたい。しかるべき課題に合わせて、しっかりととした施策を打っていけるようにして参りたい

【委員】

なかなかスケジュール感的なことがまだまだ決まってないのかもしれないが、よろしくお願いしたい。

【委員】

10月のこの会議の中でも、発言があったと思うが、当然兵庫県というところは、中間地が多い。1haから5haが約70%ぐらい、兼業農家がほとんどだというベースがある中で、我々のグループとしては、1つは食の安定供給、安全安心も当然のことながら安定供給にも取り組みながら、慣行農業をベースにして、地域に貢献できるような農業のあり方を目指していきたい。そうした中で、例えば但馬、丹波についてはある程度有機が先行していることもあるかと思われる所以、その地域に沿った形で進めていく形で考えている。その中で、環境創造型農業という形で取り入れていただきたい、また、私は以前、農研機構の先生に地球の温暖化防止の話を聞いていただき、避けて通れない問題にかなりなっていると感じているので、こここの部分については、当然消費者に理解をしていただきながら、農業者もこれに伴って進化していくということが大切だと考えている。そうした中で、脱炭素部分の1つ、グリーンイノベーション事業という形で、成り立ちはまだ途上だが、カーボンクレジットとして、バイオ炭を少し施用することによって、地域間での、例えばJ-クレジットが副産物で生産者に返ったり、もうひとつは、環境に対して付加価値をつけた農産物が、しっかりとその環境評価システムなどという形で消費者に受けられるとか、こういったところも少し取り入れながら、県と一緒に、こういう農業を進めていきたいと考えている。何よりも、農業者支援という形で、近年米の情勢で非常に賑わしているが、

やっとここに来て、生産者の再生産価格ということが前に出るようになってきた。そういった形で農家が、何とか農業で食べていけるというところも、私どもとしては、支援をしながら、こういった農業を応援していきたいと思う。

温暖化対応で県にはコノホシという1つの大きいブランドがあるので、この辺のところを県のブランドとして進めていくにあたっては、私どもも一緒になって進めていきたい。

この条例については、意見を取り入れていただいているということもあり、問題はなく、進めていただければ良いと思う。

【委員】

基本理念の生物の多様性の低下部分があるが、生物の多様性の低下は、農業を取り巻く環境、農業のやり方が変わってきたから、生物の多様化が低減しているということなのではないか。表現の方法だが。環境への負荷の低減と生産性の向上との両立として、農業の持続的な発展並びに県民に対する食料の安定供給及び食料安全保障の確保を図り、農業生産活動における環境への負荷の低減をすることにより、生産性の向上と生物多様性が出てくるのではないかと感じる。

また、前回、話忘れたが、学校給食は一般に流通の仕方が、特異というか、専業で農業経営をしている人ではない半農半Xとか、家庭菜園の延長のようなあまり収益を得ておられない、そういう方たちの食材をいただいて、供給している。地元の市などは本当にそれが多いが、今のところは、農協が持っている直売所を利用して、入れさせていただいている。そういうことができる市、町とできない所があったりということがあるので学校給食に対しての流通というのを考えていただける施策を作っていただけたらと思う。

学校給食で地域の中のものを使って子供たちに農業の方を向いてもらったり、地域のことを知って、地域を好きになってもらうという考え方が主軸になっているので、できるだけ地域のものを使いたいが、地域といつても結構広くて、生産者が直接持ってきてくださるというのも負担が大きいし、そのところの流通の経路がなかなか見いだせないというところが、どこの地域でも多いのではないか。そのあたりのことに力が入るようなことがあれば、学校給食で使いやすくなる。

12条の環境負荷について、家畜の排せつ物の適切な処理が記載されているが、この中に農業以外の産業における副産物の有効利用も考えてはどうか。例えば、水産加工業で発生するカキ殻を加工し、肥料として再利用するような取組。廃棄物をそのまま使うのは難しいが、食料品の副産物を廃棄せず、地域内で使うことは環境に非常にやさしい取組だと感じる。

【県】

廃棄物の活用という件、先ほどの第12条の家畜排せつ物等の等という言葉に含まれると考えている。また、第22条の地域の資源を活用した活動の促進というところで資源、地域の資源を有効必要という部分で読むこともできると考えている。学校給食の流通のあり方については、この条文に示すというよりは、施策として考えていきたい。

【県】

学校給食の食材については、市町ごとに給食のメニューが決められており、給食の面についても、給食担当されている栄養教諭の方が、かなり細かく、記載などをされている。

我々としてはその地域にどういった旬の野菜が、いつごろ出てくるかという情報なども、しっかりとこれから各市町の方の栄養教諭の先生方にも提供しながら、給食メニューを多分3ヶ月前ぐらいに書かれると思われるが、そういったことを念頭においたメニュー化ができると思われる。その辺りから、出前講座的に働きかけをしていきたい。その辺がまず情報として入れば、農産物の流通の方法などが検討の課題として挙がってくると考えているので、個別にご相談に応じていきたい。

【委員】

大きな農家ではなくて、半農の方や自家菜園のちょっと大きい方、中山間でお年寄りが多いので、出荷するほどはできないが、一人で食べるには多すぎるというような量を栽培されている方がいらっしゃる。そういう人は、結構環境に配慮したような栽培の仕方をしてくださっているので、そこが潰れないようにしたいし、その方達を大事に扱っていけるような流通の仕組みのようなものを考えていただきたい。

【県】

流通に関しては第16条のところに、流通の合理化ということで示しており、こちらの食品等関連事業者等と連携してという中には、もちろん、学校給食系のことに関しても読むことができるを考えている。

農業を取り巻く環境の変化の件、基本理念の書き方については誤解を与えることがないよう、今後、調整して参りたい。

【委員長】

特に農業取り巻く環境というのは広い範囲に及ぶので、説明の仕方に工夫が必要かもしれない。

4ヶ月間、非常に短い期間だったが、委員の皆様から、大変多くの意見をいただき、そして、今日も意見は出ていたが、兵庫県の関連課の皆様には、我々の意見を実直に、またできる限り、多く取り込んでいただくという形で、人と環境にやさしい農業、農村の振興に向けて、有機農業者はもちろん、それだけに限らず、慣行農業者、そして、消費者、地元の消費者や住民、そして、行政との協働など、連帶、提携という言葉が、強調されていて、新たな時代に向けての連帶、協働を促す良い条例である。新たな時代というのは、競争システムの中に、連帶や協働のシステムというものが混じっていく形で初めて社会が持続的になるとを考えているので、新たな時代に向けて、とても良い条例案ができるように思う。